

大垣市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の2 略 2～17 略 <u>18 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。</u> <u>19 法附則第15条の8第2項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の2 略 2～17 略 (追加) <u>18 法附則第15条の8第2項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>